

重要事項説明書



認定こども園
マリア愛児園

認定こども園 マリア愛児園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置運営主体	名 称	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園
	所 在 地	上越市西城町2丁目3番12号
	電 話 番 号	025-523-6006
	代 表 者 氏 名	理事長 伊能 哲大
施 設	施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
	施 設 の 名 称	認定こども園 マリア愛児園
	施 設 の 所 在 地	上越市西城町2丁目3番12号
	連 絡 先	電話番号 025-523-6006 ファックス 025-523-6092
	管 理 者	園長 吉村 牧絵
	対 象 児 童	生後3か月～小学校就学前の児童
	利 用 定 員	1号認定 9名 2号・3号認定 91名
	認 可 年 月 日	昭和23年4月15日 保育所認可 令和4年4月1日 認定こども園移行認可

(2) 施設の目的・運営方針

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。

・当園は「心を育てる」を教育・保育理念に掲げ、子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛されるマリア愛児園を目指します。

また、以下に掲げる子ども像を目標とした教育・保育を行っていきます。

- * 神に創られ愛されている人間として、心身の調和的発達を図り、日常生活の基本的習慣を身につけた子ども
- * 明るく生き生きとした子ども
- * 愛と感謝の心を持って、全ての物を大切にしながら祈る子ども
- * 自分の手で触り見つめ、考えて判断できる子ども

2 施設・設備の概要

敷地面積		1,803 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ ステンレス鋼板葺地下 1 階付 3 階建	
	延 面 積	911.13 m ²	
	保 育 室	4 室	181.9 m ²
	遊 戯 室	1 室	90.0 m ²
	乳 児 室	1 室	34.13 m ²
	ほ ふ く 室	2 室	105.19 m ²
	調 乳 室	1 室	3.07 m ²
	調 理 室	1 室	44.26 m ²
	医 務 室	1 室	4.03 m ²
	事 務 室	1 室	37.54 m ²
	ト イ レ (職員用も含む)	5 か所	49.43 m ²

3 職員体制

職 種	員 数	職 種	員 数
園長	1 名	事務員	1 名
主幹保育教諭	2 名	保育園士	1 名
保育教諭	必要な員数	嘱託医	1 名
調理員(外部委託)	2 名	嘱託歯科医	1 名

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※12 時間開園の為に職員はローテーション勤務をしていますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、メモか当番職員へ口頭でお知らせください。

4 教育・保育を行う日・時間

○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
1号認定	月～金曜日 8:30～15:30 預かり保育時間 15:30～18:00	・土曜日(行事日を除く)・日曜日・祝日 ・夏季休業8月 ・冬季休業12月29日～ ・春季休業3月26日～ (暦により変動有)
2号・3号 認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:00 延長保育時間 18:00～19:00	・日曜日 ・祝日 ・年末年始(12月29日～1月3日) *土曜日は7:30～18:00までの 保育時間
2号・3号 認定 (短時間)	月～土曜日 8:00～16:00 延長保育 16:00～19:00	

※非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

※2号・3号認定の場合、上記以外一斉休園にすることはありませんが、開園しているから登園させなければならないものではありません。各家庭の休みの計画や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、盆休みなどに合わせてお休みをしていただいてもかまいません。親子で過ごす時間を大切にしてください。

5 保育料等

(1) 利用者負担(基本保育料)

項目	対象	金額
保育料	0～2歳児	市民税額により上越市が決定

(2) 諸経費

項目	対象	金額
① 給食費	3～5歳児	5,500円(月額)
② 諸費	全員	2,400円(年額)
③ カトリック機関紙	家庭ごと	650円(年額)
④ 持ち帰り用絵本	2～5歳児	5,160円～6,000円(年額)

⑤ 行事費		随時、実費徴収
⑥ 入園・進級に係る用品費	進級時 入園時	690 円から 5,150 円 4,150 円から 11,870 円

(3) 預かり保育・延長保育に係る利用者負担金

利用区分	利用時間	金額
1 号認定(15 時 30 分降園)	15 時 30 分から 18 時 まで	30 分 100 円
2 号・3 号短時間認定	16 時から 19 時まで	30 分 100 円
2 号・3 号標準時間認定	18 時から 19 時まで	30 分 100 円

*18 時 30 分におやつを食べます (50 円)

※滞納があった場合の取り扱いについて

上記にあげる保育料等の支払いについて、滞納があった場合には、過去のお支払い状況を考慮し、本園の判断により、原則として連続 2 カ月滞納があった場合は、退園とさせていただきます。

6 利用定員 100 人

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号認定				3 人	4 人	2 人	9 人
2 号 3 号認定	6 人	16 人	18 人	17 人	16 人	18 人	91 人

7 利用の開始及び終了に関する事項

○入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・1 号認定：本園に直接お申し込みください。定員を超える利用希望がある場合には、本園の規定により選考を行います。
- ・2 号・3 号認定：本園にお申し込みをしていただいた後、上越市の利用調整によって入園が決定します。入園が決定した場合には、本園の利用契約を締結していただきます。

○退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の 3 週間前までに退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・感染症が流行した場合、登園自粛や休園の措置を取ることがあります。

○利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・児童の保護者が、市の定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
（保育料の滞納はこれに該当致します。）

8 園医

以下の医療機関と園医として嘱託契約を締結しています。

種類	園医（内科）	園歯科医
病院名	栗原医院	ハート歯科クリニック
所在地	上越市大手町 1-22	上越市西城町 1-4-31
院長名	栗原淳	三箇満
電話番号	025-523-2319	025-522-8010

9 非常災害時及び緊急時における対応

（１）非常災害時における保護者の方への対応

災害が起きた場合で通信手段が使えるときは、保護者の方への連絡は園からの連絡メールまたは電話で行います。電話を使用するときは、児童在席票の連絡優先順位をもとに行います。しかし、通信手段が使えない時や、「震度 5 弱以上の地震発生時」及び「避難準備情報発令」の時などは自主的に迎えをお願いします。また、震度 4 以下の地震などであっても、大規模な災害と判断された保護者の方には、できるだけ迎えのご協力をお願いします。

なお、円滑で安全な引き渡しを行うために、事前に「引き渡しカード」の届け出をお願いしており、定期的に引き渡し訓練を実施します。

（２）避難所について

園設定の避難所

第一避難所	園庭
第二避難所	新園舎裏畑前
第三避難所	青田川広場

市が指定している緊急避難所

地震・水害	大町小学校	上越市大手町 2-20 ☎ 524-6160
	大手町小学校	上越市大町 3-2-32 ☎ 523-7245
大規模火災	高田城址公園	

(3) 非常災害時における教育・保育の提供について

非常災害時に園の職員も出勤できない場合があります。開園や、教育・保育が正常に行えない場合、休園措置や登園自粛、開園の遅延、利用可能時間を変更することがあります。

(4) 緊急時における対応について

教育・保育の提供中に、お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医または、お子さんの主治医に相談する等の措置を講じます。

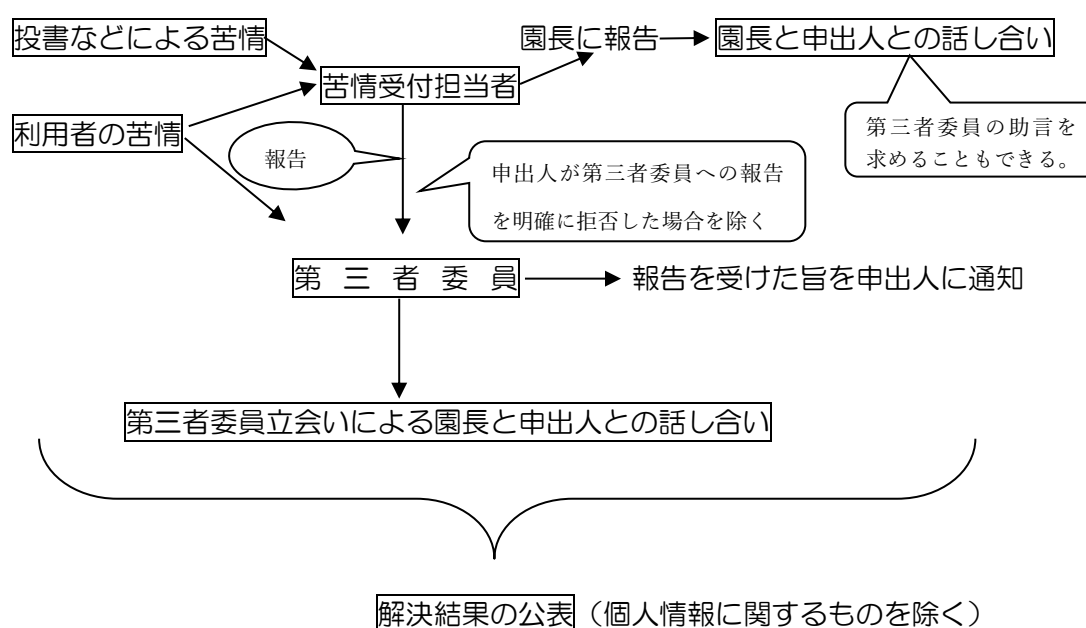
保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、本園が責任をもって、然るべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情に係る窓口を以下のように設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者 主幹保育教諭 渡邊愛 ・解決責任者 園長 吉村牧絵
第三者委員	碓井良久 ☎ 520-7757 松永アヤ子 ☎ 525-3895

○苦情解決の手順



11 万が一に備えて

当園では以下の保険に加入しています

保険の種類	保険会社名	補償内容
賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損保	1 名につき 2 千万円 1 事故につき 1 億円
賠償責任保険	損害保険ジャパン	1 名につき 1 億円 1 事故につき 7 億円

12 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

○園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先との間で情報を共有すること。
- ・市が設定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、ほかの施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要は情報提供を行うこと。

○ホームページ、ブログ等

- ・本園は、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重の上、ホームページ、ブログ等で園の様子を一般公開しています。

使用させていただく写真は、個人が特定できないものに限りします。写真の取り扱いについては、十分配慮いたします。

- ・新聞、テレビ等の取材で行事での様子、子どもたちへのインタビューが掲載、放送される場合があります。

掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

これらの同意につきましては、別途「個人情報についての同意書」をいただきます。

令和8年4月1日 改訂